

第1章

次代を担う子どもの健やかな成長を支える ～子ども分野～

- 1 子どもと子育て家庭を
地域で支える …………… 58
- 2 子どもが楽しく学ぶことができ、
地域に開かれた学校教育を進める 65
- 3 青少年を健やかに育成する … 75



大泉橋戸公園内に新設された水田で田植え体験

1 子どもと子育て家庭を地域で支える

(1) 地域で子育てを支える

●子ども家庭支援センター

子どもや家庭の抱える不安や悩みは漠然としたものから深刻なものまで様々だが、地域において早期に対応することが、問題の深刻化を防ぎ、解決をより容易にする。

練馬子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、子育てのひろば、乳幼児一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイなどのサービスの提供、子育てに関する情報の提供、子育てスタート応援券の送付などを行っている。

1 子どもと家庭の総合相談（練馬・関・光が丘・大泉・貫井子ども家庭支援センター）

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、サービスの調整を行っている。平成24年度は2,460件の相談があった。（虐待に関する相談610件、養護相談601件、育児しつけ等の相談1,143件、不登校に関する相談106件）

2 子育てのひろば（練馬・関・光が丘・大泉・西大泉・貫井・北大泉児童館・光が丘児童館びよびよ）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来所し、楽しく遊び、語り、子育てについて学びあう場である。24年度は、141,599人の親子の利用があった。

3 民設子育てのひろばへの補助

18年5月から、民間団体が運営する子育てのひろばへの補助を開始した。24年度は47,544人の親子の利用があった。

4 子育て相談（練馬・関・光が丘・大泉・西大泉・貫井・北大泉児童館・光が丘児童館びよびよ）

保育士などが子育てに関する一般相談を行っている。また、多方面に及ぶ相談には総合福祉事務所や児童相談センターなどの関係機関との連携を図ることで対応している。24年度は、4,430件の相談があった。

5 ファミリーサポートセンター（育児支えあい）事業

地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、保育を希望する保護者に、練馬区ファミリーサポートセンターを通して、住所地の近くや条件にあった援助会員の紹介を行っている。25年3月31日現在、利用5,438人、援助347人の会員がいる。

6 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での保育が困難なときに専門の施設で保育士などが2歳から小学校6年生まで（東京都石神井学園は17歳まで）を対象として保育に当たっている。この内、子どもショー

トステイは陽だまり荘と東京都石神井学園で実施している宿泊型一時保育で、6泊まで連続して利用できる。また、生後2か月から1歳までの乳幼児を対象として、聖オディリアホーム乳児院で子どもショートステイを実施している。24年度は延べ1,350日の利用があった。トワイライトステイは、陽だまり荘、東京都石神井学園、練馬・光が丘・大泉・関びよびよで実施している午後5時から午後10時までの夜間一時保育で24年度は延べ2,349日の利用があった。

7 乳幼児一時預かり事業

保護者が仕事や外出など様々な理由で一時的な保育が必要なときに、乳幼児（生後6か月から就学前児）の短時間の保育を行っている。

練馬・光が丘・大泉・関・貫井びよびよで実施しており、24年度は延べ10,311人（件）の利用があった。

8 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣している。原則として、妊娠期から出産後6か月以内に36時間を限度に派遣しており、24年度は、延べ2,323.5時間の利用があった。

9 子育てスタート応援券

新生児のいる家庭に、区の実施している子育て支援事業を紹介し、利用いただくため子育てサービスが利用できる応援券を支給している。24年度は、育児支援ヘルパーサービス（家事応援券）、ファミリーサポート（育児応援券）のどちらでも使用できる併用券（家事・育児応援券）8枚を出生届・転入届により対象となるすべての世帯に郵送し、育児支援ヘルパーサービスに延べ1,468時間、ファミリーサポートに延べ3,103時間利用された。

10 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな子育て中の親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる推進役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウを共に学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。24年度は、全6回の連続講座を4回実施し、48人が受講した。

●区立保育園子育て支援事業

地域に開かれた保育園としての機能を拡充するために、全区立保育園で子育て相談や地域の親子と交流する事業を行っている。

1 子育て相談

園長のほかに栄養士、看護師が、専門知識や保育園での経験を基に子育てに関する相談に応じている。平成24年度は、3,012件（うち電話相談は281件）の相談があった。

2 地域交流事業

保育園の近隣に住む乳幼児の親子を対象に、園庭開

放やふれあい給食、季節の行事に参加する事業を行っている。また、地区の園長会が子育ての情報や保育園の遊び、食事を紹介するイベントを行っている。24年度は、1,899事業16,440人の参加があった。

●練馬こどもまつり

練馬こどもまつりは、子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。会場は光が丘公園と石神井公園の2か所で、それぞれの会場では木工や手芸、ドッジボール、スポーツチャンバラなどが行われ、ステージでは、歌や大道芸などが繰り広げられている。

運営は、区が事務局となり、児童館、地域の住民団体により行われ、子どもたちも「子どもスタッフ」として準備や当日の運営に参加し、子どもたち自身にとって楽しいまつりとなるよう活動した。平成24年度は、5月12日に開催し、当日来場者は延べ53,000人であった。

●児童手当などの支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、児童手当をはじめとする各種の手当の支給および子ども医療費の助成を行っている。

なお、児童手当と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当には一定の所得制限がある。

1 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。支給月額はずぎのとおりである。

対 象		子ども1人当たりの月額
0歳～3歳未満（一律）		15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中 学 生（一律）		10,000円
所得超過世帯（一律）		5,000円

平成25年3月31日現在の支給児童数は81,125人である。

2 児童育成手当

父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者である18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を養育している保護者に、育成手当を支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は児童1人につき13,500円、25年3月31日現在の支給児童数は8,431人である。

また、20歳未満の心身に一定程度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症）のある児童の保護者に、障害手当を支給している。支給月額は児童1人につき15,500円で、

25年3月31日現在の支給児童数は504人である。

3 第3子誕生祝金

練馬区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。24年度は619人に支給した。

4 児童扶養手当

22年8月に母子家庭に加えて父子家庭も支給対象とする旨の制度改正が行われ、父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者（身体障害者手帳1、2級程度）である18歳に達した日の属する年度の末日までの児童（ただし、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害児の場合は20歳未満）を養育している保護者に支給している。ただし、保護者や児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けているときや、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が基準より低い場合は全額支給されるが、一定所得以上の場合は所得金額に応じて10円刻みで、一部または全部支給制限を受ける。児童1人の場合の25年4月現在の支給月額は、全額支給は41,430円（一部支給は41,420円～9,780円）、児童2人の場合5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となる。25年3月31日現在の受給者は4,621人、対象児童数6,676人である。

5 特別児童扶養手当

20歳未満で、重度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1、2度程度）、または中度の障害（身体障害者手帳3級程度および4級の一部、愛の手帳3度程度）のある児童を養育している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は、1人につき重度障害児は50,400円、中度障害児は33,570円で、25年3月31日現在の支給対象児童数は併せて647人である。

6 子ども医療費の助成

小学校就学前の児童を対象に乳幼児医療証を交付して実施している乳幼児医療費助成に加え、19年4月から小中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金（高額療養費に該当する場合は、自己負担限度額まで）と入院時食事療養費標準負担額を助成している。25年3月31日現在の対象人数は乳幼児医療証が39,751人、子ども医療証が52,307人、合計92,058人である。

7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を養育している保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金（高額療養費および高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担を除く）を助成している。25年3月31日現在の対象人員は、3,755世帯、5,271人である。

●次世代育成支援行動計画

1 計画策定の背景

平成25年4月1日現在、区の児童数は、107,341人で、区の人口の15.1%を占めている。児童の内訳は、乳児（1歳未満）5,829人、幼児（1～5歳）29,365人、少年（6～17歳）72,147人である。

近年の社会経済情勢の変化により、少子化が急速に進んでいる。

国は、少子化の流れを変えるため、少子化に対する地方公共団体および企業における10年間の集中的・計画的な取組を促す「次世代育成支援対策推進法」を15年に制定した。

区では、同法に基づき、アンケート調査などにより区民のニーズを把握するとともに、公募区民などで構成する「次世代育成支援推進協議会」の意見や区民意見反映制度による意見などを踏まえ、22年3月に「練馬区次世代育成支援行動計画（後期）」（22～26年度）を策定した。

2 計画の基本理念

すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、行動計画では、児童憲章や児童の権利に関する条約などを踏まえて4つの基本理念を定めている。この行動計画に沿って、様々な事業を展開し、子どもと子育て家庭を支援している。

3 子ども・子育て支援新制度への対応

子ども・子育て支援を巡っては、24年8月に子ども・子育て関連3法が成立した。次世代育成支援行動計画の着実な推進に加え、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度への対応が今後求められる。

(2) 就学前の子どもの成長を支える

●保育所待機児の解消

待機児童の解消のため、認可保育園や分園の新設、定員の見直しおよび保育園を補完する制度（認証保育所、保育室、家庭福祉員等）の拡充などにより、受入枠の増に努めてきたが、0～3歳児を中心に待機児童は多く、平成25年4月1日現在578人という状況である。

今後も引き続き、保育園の新設や、認証保育所の誘致などにより、待機児童の解消を図っていく。

●多様な保育サービスの展開

1 乳児保育

区立保育園では、昭和62年4月に、生後58日からの産休明け保育を開始し、平成25年4月1日現在14園で実施している。また、22園で生後101日から、15園で8か月からの乳児を受け入れている。

私立保育園では、26園で生後58日、6園で6か月からの乳児を受け入れている。

2 障害児保育

区立保育園では原則として、中・軽度の障害のある幼児を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立

保育園でも園の状況に応じて受入れを行っている。25年4月1日現在、区立保育園58園に166人、私立保育園26園に54人が在籍している。

3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育園で午前7時30分から午後6時30分（一部私立では時間帯が異なる。）まで保育を行っている。

さらに、保護者の就労等の延長に対応するために、25年4月1日現在、区立13園・私立15園で夕方1時間、私立3園で夕方1時間30分、区立14園・私立15園で夕方2時間、私立1園で夕方2時間30分、区立14園・私立12園で朝30分の延長保育を実施している。区立523人・私立488人の児童が利用している。

また、16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。24年度は、区立保育園26園で6,712人の利用があった。

4 年末保育

13年度から、多様な就労形態に対応するために、12月29日・30日において午前7時30分から午後6時30分まで、年末保育を実施している。24年度は、区立保育園7園、私立保育園6園で利用児童数は延べ127人（※区立は95人、私立は32人）であった。

5 病児・病後児保育

病後児保育は、10歳未満の児童が、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育することで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業である。また、病児保育は、病気の回復期に至らないが、当面急変のおそれのない児童の保育を行う事業である。病後児保育は15年4月から、病児保育は23年4月から事業を開始した。25年4月1日現在、病後児保育は1か所、病児・病後児保育は3か所で実施している。24年度は、延べ3,700人の利用があった。

6 休日保育

認可保育園が休みとなる日曜日と祝・休日（12月29日～1月3日を除く）に、仕事のため家庭で保育できないときに、保護者に代わって児童を保育する制度である。

対象は区の認可保育園に在園する満1歳以上の児童で、午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間を申し込み、保育料は1日3,000円である。

18年4月から1園（光が丘第八保育園）、10月から3園（向山保育園・石神井町つつじ保育園・東大泉第三保育園）の、区立保育園計4園で実施している。24年度の延べ利用者数は656人であった。

7 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、短時間・断続的な仕事など理由を問わず一時的な保育が必要なときに、保護者に代わって保育する制度である。

私立保育園においては、15年4月から大泉にじのいろ

保育園で開始して以降、25年4月1日現在7園で実施している。24年度は7園で延べ4,437人の利用があった。

また、区立保育園においては18年10月から東大泉第三保育園で、22年10月から豊玉第二保育園で実施し、24年度は2園で延べ3,458人の利用があった。

8 短期特例保育

保護者が病気、出産等により一時的に保育ができなくなったときに、子育ての経験を持つなど一定の要件の下で区が認定した保育員または保育室等および区立保育園が保護者に代わって乳幼児を保育する制度である。

25年4月1日現在、保育員は7人（児童定員各3人）、認証保育所等は28か所、区立保育園60園、私立保育園21園で定員に欠員が有る場合に保育を行う。24年度は75人、延べ1,162日の保育を行った。

9 給食等の安全に係る対応

24年度は、区内各保育所等の給食提供前の食材を対象に、2回の放射性物質検査を行い、放射性物質は測定下限値未満であった。

●私立保育園への助成の充実

私立保育園に対して、保育内容の充実、運営の安定ならびに区立と同様の保育態勢の確立などを目的として財政等の援助に努めている。今後、特に施設整備面などの支援充実が課題である。

●保育園を補完する制度

多様化する保育需要に応えるため、保育園を補完するものとして、つぎのような制度を設けている。

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者への保育料一部助成を行っている。

A型（駅前基本型）とB型（小規模・家庭的保育所）の2つの類型があり、それぞれ利用対象者や定員規模、施設基準等が異なる。

区内では、平成25年4月1日現在、A型の認証保育所が33か所、B型は3か所開設されている。

2 家庭福祉員（保育ママ）

保護者が共働きなどのため、家庭で子どもの保育ができない場合、区が認定した家庭福祉員が、保護者に代わって自宅で保育する制度である。

家庭福祉員には、保育士・教員、看護師等の資格と子育ての経験を持つことなど、一定の要件を必要としている。対象児は、生後58日以上、3歳未満の児童である。24年度は、月平均143人の保育を行った。

3 駅型グループ保育室

保護者が共働きなどのため、家庭で子どもの保育ができない場合に、送り迎えに便利な駅周辺のマンション等の一室を区が保育室として整備し、区が認定した家庭福祉員のグループや区から委託を受けた団体が、保育する制度である。

11年6月に東大泉グループ保育室を開設したのをはじめに、25年4月1日現在8か所の駅型グループ保育室を開設している。

4 保育室

一定基準を満たす認可外保育施設を「保育室」として指定し、保育事業を委託している。24年度は、月平均105人の保育を行った。

5 私立幼稚園在園児預かり保育

幼稚園の通常の教育（保育）とは別に、同じ幼稚園の中で、保護者が働いていたり、病気等により保育に欠ける在園児を対象に、保育を行う制度である。

対象人数は1園25～30人、保育料は1か月1万円で食事

保育園数・児童定員・待機児数の推移

各年4月1日現在

区分 年次	保 育 園			児 童 定 員			待機児
	区立 園	私立 園	合計 園	区立 人	私立 人	合計 人	
平成21	60	23	83	6,453	1,790	8,243	429
22	60	24	84	6,536	1,878	8,414	552
23	60	29	89	6,541	2,277	8,818	564
24	60	36	96	6,541	2,873	9,414	523
25	60	41	101	6,567	3,318	9,885	578

認証保育所・家庭福祉員・駅型グループ保育室・保育室・私立幼稚園在園児預かり保育・認定こども園数の推移

各年4月1日現在

区分 年次	認証保育所		家庭福祉員		駅型グループ保育室		保育室		預かり保育		認定こども園	
	施設数 か所	定員 人	福祉員数 人	定員 人	施設数 か所	定員 人	施設数 か所	定員 人	施設数 か所	定員 人	施設数 か所	定員 人
平成21	22	623	41	117	8	60	9	169	6	155	2	100
22	27	815	48	141	8	75	7	140	6	155	2	100
23	31	968	50	147	8	75	7	140	5	130	3	145
24	34	1,055	51	149	8	75	5	133	5	130	4	190
25	36	1,117	54	159	8	60	4	93	4	100	5	250

代やおやつ代は実費として別に徴収する。

保育時間は、幼稚園教育時間の前後で、午前7時30分から午後6時30分までで、夏休みなどの長期休業期にも保育を行う。

25年4月1日現在、私立幼稚園預かり保育を4か所の私立幼稚園で行っている。

6 認定こども園

教育・保育および保護者に対する子育て支援等を総合的に推進することを目的とした施設である。25年4月1日現在、私立幼稚園5園が認定されている。

●学童クラブ室活用型子育て支援事業 にここ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2回程度開放する事業を平成13年度から開始した。

開放の形態は、個人利用の「子育て家庭集いの場」と、団体利用の「子育てグループ活動の場」の2種類がある。いずれの場合も、夏休みなど学童クラブ在籍児童が午前中から学童クラブ室を利用する日は利用日から除いている。

1 子育て家庭集いの場

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放する事業を実施している。24年度は72か所で実施し、延べ43,012人の利用があった。

2 子育てグループ活動の場

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制となっている。17児童館のうち学童クラブがある13館すべてで実施している。24年度は延べ192団体への貸出しを行った。

(3) 学齢期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により家庭において保育に欠ける小学校1～3年生（心身に障害を有する児童については6年生まで）の児童の健全育成を図る施設である。保育時間は、平日は放課後（土曜日・夏休みなど学校休業日は午前9時）から午後6時（土曜日は午後5時）までである。指定管理者制度および運營業務委託による学童クラブにおいては、保育時間を延長（午前8時から午後7時まで）している。

平成25年3月31日現在、92クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内30、小学校内49、単独13）を開設しており、児童が指導員の下で、遊びや文化活動を繰り広げている。

また、昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、平成25年3月31日現在、79クラブに146人が在籍している。

留守家庭児童数と学童クラブ在籍者数の推移

各年10月1日現在

年次	平成22	23	24
学 校 数	65校	65校	65校
児 童 数	16,756人	16,342人	15,929人
留守家庭児童数	5,078人 30.3%	4,879人 29.9%	5,132人 32.2%
学童クラブ数	93か所	93か所	92か所
在 籍 者 数	3,827人 75.4%	3,763人 77.1%	3,763人 73.3%

注：児童数は1～3年の在籍児童数。在籍者数の割合は、留守家庭児童数に対する学童クラブ在籍者数の割合。

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO法人その他の団体が、①共働きなどのため、放課後の保育が受けられない小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、その健全育成を図る「放課後児童の広場」事業、②乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する「子育ての広場」事業、③保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する「乳幼児の一時預かり」事業を実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する子育て支援事業である。平成25年3月31日現在、5か所で運営されている。

●児童館（室）

区では、幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊び場」として児童館（室）を設置している。

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室、遊戯室等を利用して遊びの指導、各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。

平成25年3月31日現在、児童館等の施設は児童館17か所、厚生文化会館児童室1か所、地区区民館22か所である。24年度は、1日平均で1館（室）当たり86人の児童が利用した。

また児童館では、週1～3回、午前中に、リズム体操、読み聞かせ等集団での遊びを中心に、乳幼児を対象とした子育て支援事業を行っており、24年度は1館当たり平均103回の事業に1回当たり24人が参加した。

このほか、乳幼児の母親を対象とした子育てに関する事業も行っており、24年度は1館当たり平均4.2回の講演会等を開催し、1回当たり30人が参加した。

また地域の子育て支援の核として、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

なお、光が丘なかよし児童館では①「中高生の居場所づくり事業」として月曜日～土曜日、午後6時15分から午後8時まで、②「親子のふれあう場等提供事業」として日曜・祝日、午前9時から午後5時まで施設開放を

行っている。このほか、中村児童館・土支田児童館・平和台児童館・南田中児童館・春日町児童館・石神井台児童館では週2回午後5時から午後7時まで、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。

(4) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

●児童虐待防止

児童福祉法第25条の2により、地方公共団体は、要保護児童等への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされ、区では、平成19年3月、従来の児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく練馬区要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）に発展的に移行し、児童虐待の防止と早期発見のための一層広範な連携を構築することに努めている。（要保護児童等

とは、要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦（法第25条の2）である。）

また、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定し、協議会の運営の中核となって関係機関との連絡調整に当たるとともに、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組んでいる。

●相談と指導

総合福祉事務所には、母子自立支援員、婦人相談員および家庭相談員を配置している。母子自立支援員・婦人相談員は、女性や母子家庭などが抱える様々な問題についての相談を受け、必要な助言と指導を行っている。

家庭相談員は、家庭の内外における人間関係など、家庭にかかわる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

児童館（室）利用状況の推移

館名	年度		
	平成22	23	24
（児童館）	人	人	人
栄町	32,496	30,037	28,539
中村	57,948	60,359	61,920
平和台	32,139	36,427	32,103
春日町	33,464	30,781	31,583
北町	23,366	30,181	28,919
光が丘	31,179	41,079	37,545
光が丘なかよし	80,345	78,848	75,128
土支田	32,120	36,678	32,266
南田中	45,115	43,491	40,619
三原台	37,377	40,037	30,751
石神井	32,260	28,886	31,692
石神井台	40,523	41,354	42,431
上石神井	31,487	31,262	32,486
関町	27,604	30,585	34,074
東大泉	46,251	43,722	42,037
西大泉	27,355	28,392	31,360
北大泉	24,320	30,146	30,641
（児童室）			
厚生文化会館	26,877	25,750	29,589
地区区民館	331,809	337,940	335,679
合計	994,035	1,025,955	1,009,362

注：地区区民館は、22か所の合計。

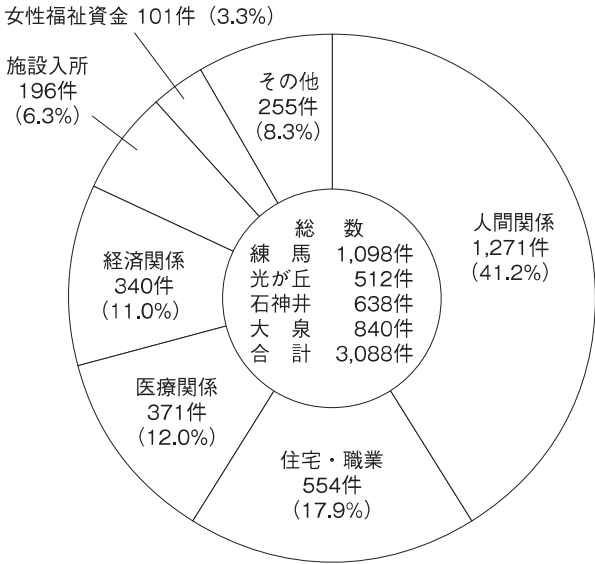
母子自立支援員の相談・指導

平成24年度

項目	総合福祉事務所				
	練馬	光が丘	石神井	大泉	
相談実人員	1,126人	801人	1,135人	1,019人	
合計件数	1,749件	1,469件	2,089件	2,534件	
生活一般	住宅療養	90	13	57	81
	家庭紛争	122	19	42	70
	就労	45	45	21	38
	その他（結婚・内職・家事援助他）	110	65	112	102
児童	養育	519	608	690	836
	教育	170	65	283	298
	非行	39	19	43	62
	就職その他	4	0	0	11
生活資金等	母子福祉資金	19	0	0	1
	公的年金	20	0	9	24
	児童扶養手当	396	526	666	713
	生活保護	0	0	0	0
その他	生活資金等	17	8	27	35
	生活保護	17	12	36	69
	その他	114	14	25	45
その他	67	75	78	149	

婦人相談員の相談・指導

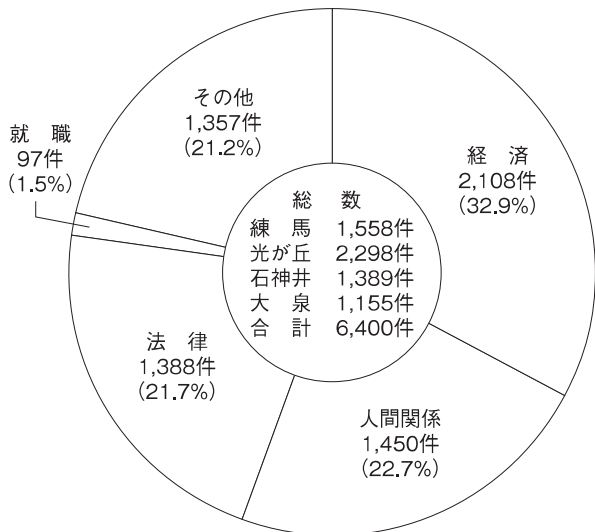
平成24年度



注：件数は合計件数

家庭相談員の相談・指導

平成24年度



注：件数は合計件数

また、家庭の事情などにより緊急に保護を必要とする女性および母子に対して、一時的に保護する事業を行っている。

●ひとり親家庭等の福祉増進のために

1 ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、国民宿舎などをひとり親家庭等休養ホームとして指定し、年度1人3泊を限度として低料金で利用できるようにしている。

2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

ひとり親家庭を対象に母子家庭、父子家庭になった直後、あるいは父、母、児童いずれかの病気やケガなどで家事や育児等に支障をきたしている場合にホームヘルパーを派遣している。平成24年度は、297世帯が利用登録し、251世帯に延べ8,475回派遣した。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、配偶者がいないなど、養育すべき児童のいる母子を入所させて、自立に必要な生活指導を行い、児童の健全育成を図るとともに、これらの家庭の社会への適応を図ることを目的としている。平成25年3月31日現在、区内および区外の母子生活支援施設に23世帯、57人が入所している。

●ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、精神的にも経済的にも大きな負担がかかっている。また、都市特有の住宅難、核家族化の進行、地縁的なつながりの欠如などにより孤立化しやすい状況となっている。

区ではこれらのひとり親家庭の自立のために、相談業務や福祉資金の貸付けを行っている。

さらに平成17年度から就業支援を柱とした自立支援策を実施しており、24年度は14人に自立支援教育訓練給付金、延べ48人に高等技能訓練促進費等を支給した。